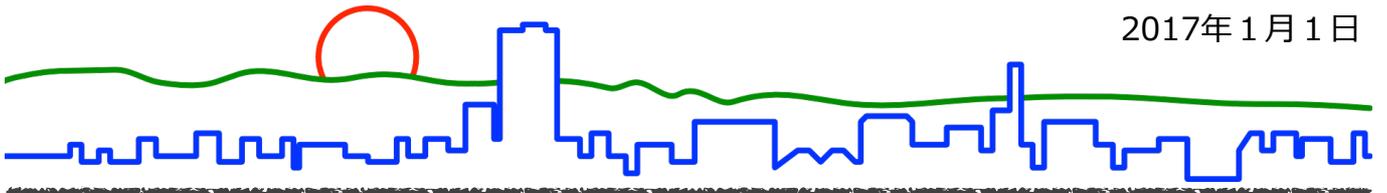


2017年1月1日



## 著作権と資格試験と私

はちおうじ総務相談所の長岡です。また新たな1年が始まりました。心機一転、前向きにいきたいものですね。

今年も八王子を拠点としつつ、福島へ出張する機会も多くなりそうです。酉年ということもあって、福島県の県鳥であるキビタキをモチーフにした復興シンボルキャラクター「キビタン」の絵を年賀状に入れようと考えたのですが、利用申請をしている時間がなくて諦めました。

年賀状といえば、マンガのキャラクターなどが描かれたものをいただくこともあります。厳密にいうと、個人の利用でも著作権を侵害する可能性が高いのですが、まあ、訴えられるようなことは、そうそうないでしょう。でも、企業の年賀状でキャラクターを無断利用するのは危険です。権利侵害に無頓着な会社だと思われるかもしれませんからね。

昨年末には、DeNAが運営する「Welq」というwebサイトが、いわゆる「コピペ」で医療系の記事を乱造していたことで大問題になりました。問題発覚後の対応がまずかったこともあって、企業としての信頼は急落しているようです。株価を調べてみたら、12月1日から29日までの間に3割近く下がっていました。

著作権も、特許権や商標権と同じく知的財産権の一種ですので、企業が他人の著作物を取り扱う際には、たとえ相手が個人であっても、細心の注意が必要です。このあたりは専門知識が必要な分野なので、今後も研究を続けていこうと考えています。

知的財産管理技能士というものがあり、これはとび等の技能士と同様の国家資格です。いずれ取得したいのですが、その前に中小企業診断士でしょうか。そんなわけで、今年の目標は「(今度こそ)診断士2次試験突破」ということで、何とぞよろしくお願いいたします。



今年も年賀状風に

## 今月の予定 (2017年1月)

17日 (火) 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 締切

27日 (金) 小規模事業者持続化補助金 締切

## 今月の推薦図書 vol.16

『元気な中小企業はここが違う！ 知的財産で引き出す会社の底力』  
土生哲也 著 2013年 きんざい

弁理士さんが書いた本だけあって、知的財産、とくに特許が話の中心となっています。ただし、特許の具体的な手続きなどではなく、「知的財産をビジネスにどう活用するか」が主体ですので、特許とは無縁の企業にとっても、参考になるものと思われま

す。特許権は、自社の技術を権利化したものです。商標権であれば、技術やサービスの名称を権利化したものといえるでしょう。いずれにせよ、技術やサービスについて深く考える必要がありますので、その過程で自社の「強み」が見えてくるのも、自然なことといえそうです。

つまり、知的財産権の取得が目標でなくても、他人に伝えることを意識しながら自社の技術などを分析していく作業が、客観的にも「強み」といえる本質的な部分の発見につながるわけです。「見える化」によって強みを伝えやすくなるので、営業力も上がります。また、自社の強みに対する社員の意識が高まると、会社を誇りに思う気持ちも強くなるようです。社員の士気は業績にもつながりますので、会社全体が元気になっていくわけですね。

そんな感じで中小企業の可能性を感じさせてくれる、経営者にお薦めの1冊です。

## 今月の推薦映画 vol.16

『猿の惑星：創世記』  
ルパート・ワイアット 監督 2011年

あの『猿の惑星』の起源を描いた作品です。なぜ地球が猿に支配されてしまったのか、私にとっても、子どものころからの謎でした。この映画では、猿が進化することになった原因が判明します。その一方で、人間があそこまで退化してしまう原因は謎のままです。

猿の進化は、脳を活性化させる薬が原因だったようです。その薬は、アルツハイマーの治療薬として開発途中のものでした。ようするに、まだ安全性が確認できる段階ではなかったので、動物実験をしているところだったのですね。

大がかりな設備で実験を積み重ねていく場面からも、薬の開発には膨大な費用と時間を必要とすることがうかがえます。だからこそ、特許を取得して新薬を保護する必要があるのでしょう。特許が切れるまでジェネリック医薬品を出せないのも仕方ないことです。

それはともかく、通常であれば実験の失敗を最小限で抑えられたはずなのに、猿の暴動という大事件にまで発展させてしまったのは、収益化を焦る経営者の強引な開発も原因になっていたように思われます。やはり企業の社会的責任は重要だなと、考えさせられる作品です。

## 編集後記

今回は知的財産権でまとめてみました。特許権は製造業者でないと縁遠いかもしれませんが、著作権や商標権はどんな業種にも関係してくるものです。有効活用すれば企業の発展にもつながりますので、いつかみなさんのお役に立てるようにと、今後も研究を続けてみます。

考えてみると、『猿の惑星』は昨年（申年）の1月号に持ってくるべきだったのかもしれませんが、気づくのが12か月遅れました。まあ、鳥が出てきて知的財産に関する映画は思い付かなかったもので、これでよかったのかなと。ともあれ、今年もよろしく願いいたします。